

女性活躍推進法に基づく
田野町特定事業主行動計画

平成28年3月

田野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日
田野町長
田野町議会議長
田野町選挙管理委員会
田野町代表監査委員
田野町教育委員会

田野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、田野町長、田野町議会議長、田野町選挙管理委員会、田野町代表監査委員、田野町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会、教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題の分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会、教育委員会においてそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 育児休業を取得しやすい環境の整備等

| 平成26年度 男女別育児休業取得率・平均取得期間 | | |
|--------------------------|-------------|--------|
| 男性職員育児休業取得率 | 女性職員育児休業取得率 | 平均取得期間 |
| 0% (対象2名) | 100% (対象2名) | 8ヶ月 |

男性女性職員を問わず育児休業を取得しやすいよう、必要な情報提供や職場の環境整備に取り組んでいく。また男性職員においては、育児休業の対象となる職員はいるものの育児休業の取得率は0%となっている。そのため、今後男性職員の育児休業の取得が図れるよう努めるとともに、平成32年度までに、職員の育児休業取得率を男性職員10%に、女性職員100%の取得維持を目指す。

(2) 男性職員の育児参加のための特別休暇の推進

| 平成26年度 男性の配偶者出産休暇・育児参加休暇取得率・取得期間 | | |
|----------------------------------|-------------|-----------|
| 配偶者出産休暇取得率 | 配偶者出産休暇取得期間 | 育児参加休暇取得率 |
| 50% (対象2名中1名) | 1日 | 0% |

配偶者出産休暇の取得及び育児参加休暇の取得率の向上に向けて、より一層取得の推進を図る。

<取り組み内容>

- 1) 育児休業等の取得手続や各種制度について、現状では職員が充分認識していないと思われることから、文書による情報提供や研修等を実施することにより周知を図る。
- 2) 妊娠を申し出た職員に対しては、個別に育児休業等の制度や手続について説明を行う。
- 3) 育児休業を取得する際に、職員にとっては「業務に支障がでること」への不安があることから、育児休業の取得の申し出があった場合には、当該部署において業務分担の見直しや、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難であるときは、任期付採用や臨時的任用制度による適切な代替要員の確保を図る。
- 4) 子どもの出生時における父親の特別休暇（配偶者出産休暇等）及び年次休暇の取得の促進について制度の周知を図る。
- 5) 男性職員の妻が出産する場合、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産の日の8週間を経過するまでの期間に、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため、5日の範囲内で（日又は時間単位で）特別休暇を取得し、男性職員が育児に参加するよう推進に努める。